

# 令和6年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和6年10月7日（月） 午後3時～午後5時15分

会場：国民會館 武藤記念ホール 中ホール

## 出席委員

石井 寛人	特定非営利活動法人 高槻子育て支援ネットワークティピー 理事 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
今西 裕子	公益社団法人 大阪府看護協会 副会長
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
北村 友隆	社会福祉法人 和光福祉会 法人事業統括
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 教授
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事
潮谷 光人	東大阪大学 こども学部こども学科 教授
新宅 治夫	大阪公立大学大学院 医学研究科 地域周産期新生児医療人材育成寄付講座 特任教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
たにぐち まゆ	大阪精神障害者連絡会 事務局長
辻 博文	医療法人清風会 茨木病院 法人事務局長 兼 診療支援部長 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
納谷 敦夫	なやクリニック 副院長
難波 志保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長
錦織 和則	岬町 しあわせ創造部 地域福祉課長
羽室 剛	大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会 会長
平野 貴久	社会福祉法人 北摂杉の子会 常務理事 地域生活支援部統括部長
本多 義治	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
松岡 克尚	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 教授
松本 孝	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター 所長
水島 群子	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 じょぶライフだいせん 所長
與那嶺 司	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授

## 令和6年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会

### ○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度第1回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長よりご挨拶申し上げます。

### ○事務局

本日はみなさま、ご多忙の中、当協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。日頃から、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。本日の会議は、議題として2つ予定をしております。1つ目が令和6年度における大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて。2つ目が各部会の活動報告についてということでございます。それぞれ報告をさせていただいた上で、ご議論をいただく予定にしております。

加えて令和5年の3月に提言をいただいております、「地域における障がい者等への支援体制について」、現在の取り組み状況等を、併せてご報告させていただく予定でございます。

大阪府といたしましては、各市町村において設置されております自立支援協議会と連携し、障がいのある方々の地域での自立と安心して暮らせる社会の実現に向けて引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様には当協議会での議論が有意義なものとなりますよう、忌憚のないご意見、ご提案いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

### ○事務局

本日ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の出席者名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

#### (委員紹介)

本日は委員数29名のうち、24名の方にご出席をいただいております。

大阪府障がい者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」と呼ばさせていただきます。）第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願

いたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

(資料確認)

それでは大阪府附属機関条例及び協議会規則に基づき本協議会を運営してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

なお、本協議会は、運営要綱の規定により、「原則公開」としております。

個人のプライバシーに関する内容について、ご議論いただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合は、お申し出ください。

また、この会議では、点字版の資料を使用されている委員がおられます。

情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくり、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な資料名、また箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条に基づき、本日の議長を会長をお願いいたします。

会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

#### ○会長

皆様本日はご多用の中、ご参集いただきまして本当にありがとうございます。では、議事に移ります前に、就労支援部会におきましては部会長含めて委員の交代がございました。

協議会規則第6条第3項の規定には、部会には部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たるということになっておりますので、就労支援部会の部会長に委員をお願いしたいと思います。

また部会委員につきましても、協議会規則第6条第2項の規定によりまして、部会に属する委員等は会長が指名するとなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。

なお、就労支援部会に加え、その他の部会でも若干名、委員の交代がありました。これらにつきましては、各部会の名簿をお手元に配付させていただいておりますので、また後ほどご覧ください。網掛けしている方が交代いただいた委員でございます。

それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まずは議題1、大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて、資料1に沿いまして、まずは事務局から、ご説明の方よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

障がい福祉企画課でございます。それでは大阪府障がい者自立支援協議会における地域

支援の取り組みについて、事務局よりご説明いたします。

まず資料1をご覧ください。墨字版、点字版ともに1ページからとなります。

協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップなどを主に協議しております。

協議会の具体的な取り組みとして、平成29年度より、市町村における地域自立支援協議会について、ヒアリング等で現状を把握し、課題や対応策を整理・検討した上で、それらの課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施することにしております。

なお、ここで言う大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは、平成19年度に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設されたもので、地域における相談支援体制作りや協議会活性化のために助言等を行っていただく方でございます。

それでは、今年度のアドバイザー派遣候補先について説明をさせていただきます。

まず、派遣候補先を選定するにあたり、11市町村の地域自立支援協議会に対しヒアリングを実施しております。

ヒアリングの実施にあたっては、前回の実施から年数が経過している市町村を中心に選定いたしました。

詳細についてはこの後ご説明させていただきますが、ヒアリング内容等を踏まえ、アドバイザー派遣により地域協議会の更なる活性化が見込まれると期待できる、交野市の自立支援協議会に対し、アドバイザーを派遣したいと考えております。

墨字版の2ページをご覧ください。点字版は3ページからになります。

まずは新たな派遣候補となる交野市でございます。

まず現状ですが、定例会、部会、連絡会を全て基幹相談支援センターが担当していますが、市と基幹相談支援センターとの役割の整理はあまりできていない状況となっております。

また、地域自立支援協議会の運営について、連絡会では、情報交換がメインで、地域課題の抽出まではできておりません。

困難事例等の個別事例の検討についても部会で行っているものの、地域課題の抽出まではできていない状況であり、地域自立支援協議会の機能を十分に活用することができていない状況です。

次に課題としましては、主に三つの課題があります。

まず1点目ですが、構成員が共通の目標を常に持ち、官民双方が地域課題に対して前向きに取り組んでいただけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割を、構成員が十分理解する必要があること。

2点目が、基幹相談支援センターの委託も視野に入れて、地域自立支援協議会の運営の見直しを検討する必要があること。

3点目が、相談支援活動等から見い出される個別の課題について、現状の社会資源では解

決ができない支援課題を集約・分析し、地域課題として共有した上で解決するよう取り組む必要があること。以上3点が課題となります。

次に派遣理由としましては、まずは地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って、地域課題の解決に取り組んでいただけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。

次に、アドバイザーが地域の実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に、地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援事業所部会等で扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等についての助言を行うためとしております。

続きまして、令和4年から継続して派遣している泉大津市・忠岡町、令和5年から派遣している池田市に対するこれまでの取り組みと今後の方針案について墨字版の3ページに記載しております。点字版は7ページ以降です。具体的な各市町村の状況をご説明いたします。

墨字版の4ページをご覧ください。点字版は8ページになります。

まず、令和4年度に泉大津市・忠岡町へ派遣した経緯・理由でございますが、泉大津市・忠岡町の課題として2つの課題がありました。

1点目は、泉大津市・忠岡町が共同で運営している地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。

2点目が、地域自立支援協議会がコロナ禍の影響もあって、書面開催が続いており、機能を活用しきれていないため、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、地域自立支援協議会の運営方法等についての検討を行うことが課題でした。

具体的な支援内容でございますが、令和5年度末から、市町の行政担当者および委託相談支援事業所の相談支援専門員に対し、地域アセスメントを実施しております。

今年度は地域アセスメント結果をさらに深めていくために、地域の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所の相談支援専門員に対する聞き取りを実施するため、第2期地域アセスメントについて、両市町および地域の指定特定相談支援事業所等に説明しております。

今後の見通しでございます。アドバイザーによる第2期地域アセスメントを実施し、当該アセスメント結果を共有して、市町の相談支援体制および協議会運営の検証・評価を実施し、課題の確認と今後のスケジュールについて検討、助言を行うこと、また、基幹相談支援センターの設置に向け、役割分担の整備とともに、運営について助言等を行う必要があります。

そのため、引き続き、泉大津市・忠岡町の自立支援協議会へのアドバイザー派遣を継続してまいりたいと考えております。

次に池田市でございます。墨字版の 6 ページをご覧ください。点字版は 14 ページになります。

池田市へ派遣した経緯・理由としましては、まずは地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。

次にアドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に、地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うためとしております。

具体的な支援内容ですが、昨年度末にアドバイザーから現在の協議会の運営状況を踏まえると、ある程度運営会議で整備した上で、協議会の構成員間で協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを助言しております。

今年度からはアドバイザーが運営会議に同席し、令和 6 年度の全体会議・運営会議・各部会の年間計画について、全体会と各部会等の連動性を踏まえ、各会員の開催時期等を助言しております。

今後の見通しでございます。

運営会議において、上半期の取り組みの振り返りや、下半期の取り組みについて検討内容のブラッシュアップ等、地域課題の抽出や全体会議との連動について、引き続き助言を行う必要があります。

このため引き続き、池田市の自立支援協議会へアドバイザーの派遣を継続したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

#### ○会長

ありがとうございます。本日まで出席の委員、それから委員が泉大津市そして忠岡町にアドバイザーとして派遣されているとお聞きしておりますので、事務局の説明に補足等があればお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

#### ○委員

泉大津市と忠岡町のアドバイザー派遣につきましては私と委員の 2 名で行かせていただいております。1 ヶ月 1 回のペースで、現在 16 回を数えております。これは私自身も泉大津市、忠岡町だけに限らず、現在アドバイザー派遣で 2 市 2 町の市町村に行かせていただきましたが、共通して言えることは、まず 1 点目に自立支援協議会の役割・機能についてなかなか理解が進んでいない。この、泉大津市、忠岡町に限らず、おそらく日本中の行政すべてではないかと思っております。

理由としては、まず自立支援協議会の機能、役割をしっかりと学ぶ機会、知る機会というの

が極端に少ないということがあります。機会が少ない中で協議会の委員になってくださいと言われて委員に就任されておられても、おそらくどのように進めればいいのかわからないのだと思います。

行政の職員自身も、なかなかその理解が深まっておりません。

それは行政職員を責めているのではなくて行政職員も学ぶ機会が圧倒的に少ないという現状があります。

これは今年度、大阪府内の市町村の職員向けの研修で自立支援協議会の機能や役割について講義をさせていただいたときの反応を見てもわかります。熱心に聞いていただき、学ぶ場になったというようなお声もたくさんいただいております。

そういった部分からも自立支援協議会の役割や機能をしっかり学ぶ機会の確保ということは日本中の課題ではないかと考えております。

もう一つは行政職員、相談支援専門員の方、また障がい福祉サービス事業所の支援者の皆さんは目の前の事の処理に追われており、プラスアルファの時間を費やすのは困難であるということがあります。特に我々福祉従事者というのは、目の前で困っている方がおられたら何とか支援をしていこうということになりますので、自らの役割を超えた部分での支援が地域のネットワーク、いわゆる支援のネットワーク化が進んでいかない一つの要因でもあると思います。

市町村の職員や関係者に向けた自立支援協議会の機能・役割についての理解促進のための取り組みは、広域的に必要と感じております。以上です。

○会長

ありがとうございました。委員、何かございますでしょうか。

○委員

はい。今の委員のお話と同じですが、令和4年から実施されているというところで時間が結構経ってきています。行政と相談支援専門員である民間の方たちが一緒に始めるという形ではないです。行政の方から理解をしていくといったところが始めているので、協議会を行われておりますが、やはり形骸化している部分があります。これは全国同じようにずっと行っていると形骸化していく部分があるところなんです。委員からも説明、講義を行い、再度確認をして、丁寧に進めている中で民間の相談員の方たちとともに、つい最近、一緒にさらに話をしていく土台ができてきたところかなと思います。

今回この協議会を1回、立て直していくというところから取り組んでいくといった形になっております。形骸化している部分以外で、実は活動していたり、話し合ったりする場もあったりするといったところで、そういったものをどのように取り組んでいくのかや、地域の中できちんと形にしていくといったところについて、官民が協力していきながら利用者、対象になる方の利益にたどり着くように、継続してここから進めていくという状況になっ

ております。以上です。

○会長

ありがとうございました。

そして池田市でございますが、こちらには委員がアドバイザーとして派遣されているとお聞きしておりますので、ただいまの事務局の説明に補足がございましたらよろしく願いいたします。

○委員

私は、前回のこの会議でもご報告させていただいたとおり、約半年前からほぼ月に1回、池田市に行っております。

先ほど委員が言われた通りのことを、前回この会議でお話させていただきましたが、地域の自立支援協議会に参画されている委員の方たちが、協議会とはなにかというところが全くない状態で、会議だけを開催していますので、報告会で終わってしまう状態です。これはどこの協議会にもよくあるパターンかと思えます。

参加している現場職員からすると、非常に忙しい中で参加しているので、会議のメリットがよくわからない中に進み、その中で、形骸化していくというのがパターン化されていると思えます。

大阪府の自立支援協議会同様、協議会も色々な部会があり、それぞれの部会の進捗に合わせて年間計画の中で方向性を決めていきますので、それと同じようにきちんと体系化していくことが協議会では必要となりますが、そういったことが行われなないまま進んでいるので、池田市に関しても同様に、協議会の組織化にかなり意識を置いて説明しています。

池田市の協議会事務局の方は元々の意欲が高いので、上半期が終わり、それぞれの目的をはっきりと意識されております。

一旦スイッチが入っていますので、今後は見える化をして、形にしていけば、もう完成かというところですよ。

このように協議会が成長したり、協議会の意味を皆さんが理解しながら進めていけば、うまくいくのではないかと考えております。

○会長

それではこの議題1の前半について、一通り説明がございましたので、ご意見ご質問等を頂戴したいと思います。

その上で、交野市については新規の決定、それから泉大津市、忠岡町、池田市については継続して派遣することの是非について議決を取りたいと思います。ただいまの説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問等いかがでしょうか。



特にご異議がないようですので、繰り返しますが、交野市に、新たにアドバイザーを派遣すること、それから泉大津市、忠岡町、そして池田市には継続して派遣するということで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

ありがとうございます。

アドバイザーの方々は本当に大変だと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

それでは資料 1 の後半になりますが、その他の市町村のヒアリング、あるいは地域自立支援協議会の情報交換等を実施いただいているようでございますので、こちらもまず事務局からご説明よろしくお願いいたします。

○事務局

交野市を除く 10 市町村の地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施結果等についてご説明させていただきます。

本日は時間の都合上、ヒアリングの詳細については、各市町村の特徴的な部分についてのみ、簡単にご説明させていただきます。

まず墨字版の 7 ページをご覧ください。点字版は 17 ページになります。

まず、豊能町・能勢町ですが、本部会議は、豊能町・能勢町の共同設置となっております。

必要に応じて開催することとなっており、令和 4 年度以降は開催されていない状況ですが、地域会議を町ごとに設置して、毎年開催をしております。

個別課題から地域課題の抽出については、個別のケースは検討しているものの、ケースを集約して課題を抽出するところまではできていない状況となっております。

続きまして河内長野市ですが、点字版の 18 ページからになります。

個別事例からの地域課題の抽出の流れは、ケース会議から、市と基幹相談支援センターや委託相談支援事業所で話し合い、その後、運営会議から、部会や全体会で検討しております。

また、課題の集約、整理については、運営会議が行っております。

各部会で課題を踏まえて、様々な取り組みを実施されているところになっております。

続きまして墨字版の 8 ページをご覧ください。点字版は 20 ページになります。

太子町・河南町・千早赤阪村ですが、地域課題の抽出・整理については、基幹相談支援センターが中心に整理されていますが、3 町村それぞれの地域特性があり、それを調整しながら

ら運営されております。

部会で出た意見などについては、部会後に開催する協議会の実務者会議で報告されています。

続きまして、守口市となります。点字版の 22 ページになります。

地域課題の抽出については、支援者実務者会議からの一連の流れが確立されております。

地域移行については、精神障がい者支援者実務者会議の中に、地域移行ワーキングがあり、地域での受け入れに時間がかかるため、早めにケースワーカーに連絡するように促すリーフレットを作成するなどされております。

続きまして、墨字版 9 ページをご覧ください。点字版は 24 ページになります。

高石市では各部会では、それぞれの関係者が集まって議論しており、地域課題の抽出とまではいかないとのことですが個別ケースの検討をしっかりと積み上げている状況です。

現在の基幹相談支援センターは令和 2 年 10 月からの設置のため、今後事例が蓄積されれば、地域課題の抽出を進めたいと考えているとのことでした。

また、市内の事業所一覧で基本情報およびアピールポイントを記載した地域資源マップを作成し、相談支援事業所だけでなく、掲載に協力いただいた事業所にも配布されております。

続きまして和泉市になります。点字版の 26 ページになります。

協議会委員が日常の関わり等を通じて感じた課題を「委員提案」として提供し、協議会にて、解決に向けた協議、既存の部会に統合して、もしくは別途ワーキングで取り組みを検討されております。

具体的には、児童から者への移行について課題があるという委員提案があり、児者連携に関する意見交換会や進路選択のあり方の意見交換会を実施しているとのことでした。

また、社協のウェブサイトで、「ココスル」という障がいがある方の福祉に関する情報などを発信するサイトを開設しまして、事業者情報等の発信をされています。

更新作業は各事務所できるようになっておりまして、市の事業所指定窓口において、当該サイトを案内してもらうようにしており、新規の事業者等に直接掲載してもらうようにされております。

最後になります。墨字版の 10 ページをご覧ください。点字版は 28 ページになります。

東大阪市についてですが、個別事例から地域課題の抽出のプロセスについては、相談支援ネットワーク等で出てきた個別課題を事務局会議で一定整理した上で、運営委員会でさらに検討しております。

また、地域課題について解決策を検討する専門会議を必要に応じて設置されております。

市町村ヒアリングの結果は以上となります。

続きまして墨字版の 11 ページをご覧ください。点字版は 30 ページからになります。

情報交換会は地域自立支援協議会を対象として研修会の実施や、好事例の共有、意見交換等を行うことで、地域自立支援協議会の活性化を目指すために、年 2 回、定期的に行っております。

今年度の第 1 回情報交換会は 7 月 12 日に開催し、37 市町村の地域自立支援協議会の構成メンバー約 70 名に参加していただきました。

情報交換会の内容としましては、令和 4 年度の障害者総合支援法の改正により、協議会の役割として、「障害者等の適切な支援に関する情報共有」について明確化されるなどしており、また、令和 6 年 3 月には、厚生労働省から「協議会の設置・運営ガイドライン」が発出されました。

そのため、改めて協議会の役割を再度認識する必要があることなどを踏まえ、「地域自立支援協議会の役割と機能」をテーマに、大阪府相談支援アドバイザーであり、本日ご出席いただいている委員から講義を行っていただきました。

その後、1 グループ 8 名程度の少人数に分け、8 グループがそれぞれ情報交換をいたしました。

次に墨字版の 12 ページをご覧ください。点字版は 32 ページになります。

最後になりますが自立支援協議会としてではございませんが、大阪府として実施しているアドバイザー派遣についてでございます。

市町村自ら派遣依頼をする場合は、市町村によって短期間での派遣依頼や内容も単発の講義のような依頼など、様々なケースがございますが、アドバイザーを派遣し、大阪府として、各地域の協議会を支援しておりますので、自立相談支援センターより、この後ご報告させていただきます。

障がい者自立相談支援センター地域支援課でございます。

アドバイザー派遣につきまして、市町村から申し込みがありました申請型の派遣内容についてご報告をいたします。

現在、高槻市、交野市、熊取町でこの申請型によるアドバイザー派遣を行っております。まず高槻市についてご報告いたします。

高槻市は令和 4 年度から派遣を実施しております。

市内の事業所向け研修におけるグループスーパービジョンの継続的な実施に向けた仕組みをつくるべく派遣を実施しております。

令和 5 年度には第 1 回高槻市グループスーパービジョンという形で事業者向けの研修を

実施いたしました。

令和6年度は昨年度までのフォローを行う目的から派遣を実施しております。

今後は高槻市のメンバーのみで、このグループスーパービジョンを継続して行っていただく予定で今年度中の派遣終結を目指しております。

続いて交野市でございます。

交野市は先ほど障がい福祉企画課からも説明がありました通り、基幹相談支援センターの民間への委託を検討されております。

そのため先行して申請型でアドバイザー派遣を行い、市内相談支援体制の役割や、行政と基幹相談支援センターへ委託相談支援事業所の役割の整備等を行ってまいりました。

先ほどの審議を経て、今後はアウトリーチ型に派遣を切り替えてアドバイザー派遣を継続してまいります。

最後に熊取町でございます。

熊取町は基幹相談支援センターの設置を検討しており、設置に向けて助言を行うべくアドバイザー派遣を実施しております。

現在は町の行政担当者と今後の進め方について打ち合わせを行っており、今後相談支援事業所や主任相談支援専門員を交えて基幹相談支援センターの設置に向けた庁内の相談支援体制の役割分担等につままして助言を行っております。

申請型のアドバイザー派遣に関する報告は以上でございます。

#### ○会長

以上で資料1の説明等通り終了したかと思いますが、ここで委員の皆様方からご意見ご質問があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

活性化に向けて、他にこのようなことがあってもいいのではないかといったご意見でもいいですが、ございませんか。

#### ○委員

数年前から和泉市の自立支援協議会に委員として入っております、面白い取り組みが行われていますので、紹介したいと思います。

先ほど課題の中で、体系化やスケジュール管理など、非常に活発に、部会活動をされているということですが、その中で面白いのは、委員提案という仕組みで、委員全員に課題を出すことという宿題が与えられます。そこで出た課題を全員で議論するというのを毎回行っているという次第です。

各委員が自覚を持って参加するという意味でとても面白いやり方だと思います。

また、去年から副市長が協議会に参加されています。副市長が会議に参加するというのは、

会議の重要度も大変高いですし、市政への反映もあると思います。

副市長が継続して自立支援協議会に出られるということは、他にないのではないかと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

委員の方々の意見が出てくるように仕掛けるというのは非常に参考になると思います。

他はいかがですか。事務局の説明、あるいはこの場での提案でも結構ですが、ございませんか。

○委員

7ページの河内長野市について、「精神障がい者地域生活支援部会において、精神科病院からの依頼により、対象者に対して個別面会を継続して実施」との記載がありますが、これはどういう仕組みで行われているのかを伺いたいです。聞く限りでは、本来地域相談支援事業者が行うようなことを自立支援協議会が行っているようにも聞こえるので、どういう意図、システムで行われているのか、お伺いしたいです。

○事務局

申し訳ありませんが、こちらに記載しております程度しかヒアリングできておりません。

○会長

地域相談支援事業所がないので、協議会が行っているなどといった背景があるかもしれません。のちほど調べいただき、委員にお返しいただけますか。

○事務局

承知しました。

○委員

自立支援協議会が行うべきことを超えているようであれば考えものなのかと思い質問させていただきました。もう一つよろしいでしょうか。

アドバイザーの新規派遣と継続派遣が認められたということで、それを前提に泉大津市と忠岡町の地域アセスメントを2回に分けて実施したということですが、これが有効なのであれば、他市町村にも実施しないのかおたずねします。

○委員

地域アセスメントがどういうものかということからご説明させていただきます。これは

まず相談支援体制についての地域アセスメントということで狭い範囲でご理解いただいた上で、例えば市町村の中に障がい者が何人いるかや、手帳所持数、障がい福祉サービス、児童福祉サービスを使っておられる方に対して、相談支援専門員、計画相談等がどれだけついているかの数、そして市町村内における相談支援事業所の数などもインターネットで見られますが、実際のところ兼務の方が多いので、例えば常勤換算で何人の方がおられるか。また例えば相談支援事業所に契約者数が何人いるかといった深いところまでを全部調べてもらう。これは行政の方もご存知ないケースが多いです。

その辺りの数をしっかり押さえる中で、例えばセルフプランをいかにして計画相談に繋げることができるか。

もっと言うならば、いわゆる計画を担っている相談支援専門員がこれ以上計画を担うことが無理という背景がどこにあるかということを探るといった作業を行います。

この手法は私が独自でこの地域アセスメントツールを作り、複数の市町村で実践している最中です。その中で相談支援専門員が現状に気づかれます。

実際に私が課題を与えて皆さんに調べてもらいます。例えば、指定特定や、指定障がい者相談支援事業所を相談支援専門員の方が訪問して、相談支援専門員が常勤換算で何人か、これ以上計画を書くことが可能かということヒアリングしていただいています。

そこで、相談支援事業所から計画を書けない理由が聞こえてきて、そこで初めて協議会の中で、それを解決するためにどうするかということ、議論するといった形で進めております。

#### ○委員

地域アセスメントを行うことで、相談支援専門員がそれぞれの限界を把握しているということ踏まえて、それが自立支援協議会のあり方に繋がっており、有効であるご判断されているのであれば、他の市町村にも使っていくということは考えられませんか。

#### ○委員

もちろんそういうアドバイザー派遣依頼等がございましたら、ツールを活用した地域アセスメントを導入することは可能です。

#### ○会長

アセスメントシートを府としてもどんどん広げていくといいかもしれません。  
ありがとうございました。

#### ○委員

各アドバイザーの方はとても経験があるかと思しますので、それぞれの方でアドバイスされていると思いますが、どうしても属人的というか、アドバイザーの持っている強みが違

うので、派遣された市町村によって差が出て困るということがあれば、共通化も必要と考え  
ていた時に先ほどのお話を伺い、ツールを使えるのではないかと思いました。今後どのアド  
バイザーが派遣されても同じようなサポートが受けられる、同じような効果が得られると  
いうところに持っていくためのひとつのツールとして使うことができるのではと考え、質  
問させていただきました。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

○委員

河内長野市の精神障がい者地域定着支援部会について、地域の関係機関への啓発DVD  
による研修会と記載がありますが、啓発DVDがどのような教材であるのかを教えていた  
だけないでしょうか。私の団体としても、どのようなDVDかを知って、勉強したいと思います。

○会長

事務局さんの方から内容についてお知らせいただけますか。

○事務局

承知しました。

○会長

他いかがでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

実際に、地域課題の抽出がなかなかできていないということは、我々、ソーシャルワーク  
の反省であり、他大学はともかくうちの大学はやはりこの辺りが弱いです。

学生も、個別の部分はいいが、そこから共通の地域の課題について考えるとやはり弱いと  
ころがあり、私の教え方やうちの大学の反省点でもあります。

それ以外の資料で、私自身が知りたいのですが、行政と基幹相談支援センターの役割分担  
ができていないところについて府として、行政、特に市町村がこう、相  
談支援事業所がこうというようなところがあればまた教えていただきたいです。私自身も  
少し悩んでいまして、基幹相談や地域包括を作る方がいいが、作った後、行政が相談を丸投

げしているところがあり、援護の実施者として何をするのか、あるいは福祉事務所としてなにをしなければいけないのかが薄れているような市があると思われま

す。極端な場合には虐待通報の場合、初動の行政の動きが非常に大事ですが、それすら基幹相談に対応を依頼するというようなところがあったりするので、どうあるべきかや、また府でモデル的な役割分担があれば、教えていただければと思います。よろしくお願

○各委員

異議なし。

○会長

それでは、部会報告に入る前に、令和5年3月に協議会として意見をまとめました、地域における障がい者等への支援体制につきまして、事務局からご説明の方よろしくお願

○事務局

それでは資料2-1についてご説明させていただきます。

令和5年3月の本協議会からの提言、「地域における障がい者等への支援体制について」入所希望者を含めた地域移行への働きかけが重要との認識から、令和5年度に施設入所の待機者に関する実態調査を実施し、その調査結果等を踏まえ、令和6年度には知事重点事業として4つの主要事業を実施しております。

まず、「施設入所の待機者に関する実態調査について」ですが、障がい者本人の介護者の状態、地域生活への移行の可能性、市町村における地域移行への取り組み等の調査を行うことにより、待機者や地域における相談体制の実態を把握し、地域移行推進に向けた方策を検討することを目的として、府内市町村を対象に、昨年度に引き続き今年度も実施しております。

令和6年度の調査では、地域生活の継続の可能性について視点におき、昨年度の調査をさらに掘り下げ、待機者については、「地域生活の継続の可能性を検討した結果」や「検討していない場合はその理由」を聞いております。

また、施設入所の待機者である本人やその家族に対して、「施設が終の棲家ではなく、一定期間の支援を経て地域生活へ移行する前提」であることなど、市町村がその説明をするに当たっての工夫や困難な点を聞いております。

令和5年度の調査結果では、大阪市を除く府内の待機者が1077人でしたが、令和6年度は府内全市町村に調査を実施しており、現在集約を行っているところです。

次に提言や調査を受けて、令和6年度に実施している主要事業についてですが、障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画である、「第5次大阪府障がい者計画」の中間見



直しにおいて、新たに盛り込みました「障がい者の地域生活の継続を支援するための体制整備」を推進するため、市町村および事業者等への支援を強化し、相談支援体制の充実・強化や、地域での支援体制の整備を図ることを目的として実施します。

4つの知事重点事業については添付しております、「参考資料」の現状報告によりご説明させていただきます。

まず1つ目の地域生活促進アセスメント事業についてですが「参考資料1」をご覧ください。

詳細は後ほどケアマネジメント推進部会の委員から説明がありますので、私からは簡単に概要をご説明いたします。

府内の障がい児者のうち、施設入所を希望しつつ、自宅やグループホームなどで待機している方は、令和5年4月時点で1077人。これは大阪市を除く数字となっております。

この入所を待機している方を解消するため、ケアマネジメント推進部会に、地域生活促進アセスメント事業ワーキンググループを設置しました。

ワーキンググループのメンバーは、府職員と民間の相談支援専門員8名の方に就任いただいております。

現在、この8名の方々と協働して、施設入所および退所に関するアセスメントシートやマニュアルを作成し、今年度中にマニュアル案の完成を目指しているところです。

2つ目にあります、大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業の現状報告でございます。「参考資料2」をご覧ください。

大阪府立砂川厚生福祉センターでは、強度行動障がいの方に特化した支援を行っております。

地域での支援力向上および待機者解消を目的とし、砂川厚生福祉センターで検討・開発した「大阪府版強度行動障がい専門支援モデル」の普及を行っております。

現在、3法人に対し「大阪府版強度行動障がい専門支援モデル」を使ったコンサルを行い、モデルの使い方や、支援方法の理解を促進してもらっているところになります。

次に3つ目の地域生活推進事業費補助金です。

地域生活推進、つまり地域生活の継続および地域移行に向けた本人、家族、施設およびグループホーム等の意識醸成を図り、取り組みを進めるための普及啓発事業、そして、施設や地域の事業所等の連携ネットワークの構築による地域生活推進の実践に取り組む実践モデル事業、これらを実施する法人等を支援することにより、令和6年度から令和8年度の3ヶ年で、府内における地域生活推進の機運を高め、取り組みの横展開を図るものとなっております。

今年度4月に募集を行い、2者から応募がありました。

府が定める審査基準および有識者の意見も参考としまして、補助対象事業者を一般社団法人大阪知的障害者福祉協会に決定いたしました。

現在、補助事業者においては、普及啓発事業では、本人や事業所といった対象ごとのアプ

ローチを整理した上で実施すること、また実践モデル事業では、多様な事業者等が連携しながら地域生活への移行に取り組んでいく必要があることから、事業所を対象にアンケートを行い、その結果を踏まえ、進めていくこととしており、意識醸成の向上および実践モデルの段階的な支援手法の構築に向けて事業を実施されております。

次に4つ目の重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金です。

重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム、短期入所事業所を拡充するため、事業所に対して受け入れに必要な環境整備にかかる費用を補助しております。

令和5年度から実施している継続事業となりまして、令和6年度は昨年度より予算額を増額して事業を実施しているところです。

本補助金は重度障がい者の方の特性に応じた居室および共用部分の改修に係る工事費等を対象経費としており、今年度5月から6月にかけて募集を行いました。

募集に対しまして、17件の協議申請があり、府が定める審査基準に基づき審査の上、グループホームについては6件、短期入所事業者については8件、計14件の事業者に交付決定をいたしました。

資料2-1の説明は以上となります。

○会長

ありがとうございました。ただいまの資料2-1、それから参考資料の説明につきましてご意見ご質問等ございませんか。

○委員

大型施設からグループホームに入所した方について今のお話を聞いていると、グループホームで施設への入所を待機されているということですが、非常に驚きです。現状を教えてくださいたいと思います。

○会長

この辺り、加齢など色々な理由があるかとは思いますが。

事務局として把握している範囲で、このような場合、もう一度施設に戻っているというようなケースがあればお答えいただければと思いますが、いかがですか。

○事務局

具体的にグループホームにいらっしゃる方が施設へ行かれる際の具体的な内容について、手元に資料がございませんが、今現在の状況といたしましては、国の指針に基づきまして、地域生活への移行を基本にしておりますので、入所施設から地域移行していただくのが基本です。ただ、待機者の中にはグループホーム等に入所されていたとしても、やはり施設に

入って環境調整などをしなければいけない方もいらっしゃると思いますので、そういった方々についてはグループホームから施設入所の方に行かれる方はいらっしゃるかと思います。

府として今の方向性といたしましては、施設入所者から地域生活への移行、また在宅・グループホームで地域生活を継続していただく、そのために府として取り組んでいるというのが今の現状です。

○委員

わかりました。

○会長

ありがとうございました。補足ですが、先ほど施設からの地域移行ということに関しては、一昨年でしょうか、国連の委員会からの勧告もありました。国で検討会を立ち上げて、来年度に方向性を示すと聞いております。

報道やホームページでもご覧いただけるかと思います。

今年はアンケート調査を実施し、来年度、報告書を取りまとめるとのことでした。

その際に大阪府が昨年から先行しております、待機理由まできっちり聞いていく、あるいは行政として検討しているかどうかといったところも議題に上がっていきそうということで、その意味では大阪府の自立支援協議会の、昨年からの取り組みというのは参考にさせていただけるのではないかと考えております。

事務局からこの辺りについて補足はございませんか。

○事務局

今会長からご説明がありましたように、国でも自治体向けと、ご本人向けの調査をすることで、報道がなされているところです。

今まだこちらには正式な依頼とはなっておりませんが、大阪府でもこのような待機者調査を令和5年度から実施しておりますので、国とも情報交換をさせていただいているところです。

○会長

ありがとうございました。

それではこの後ケアマネジメント部会の説明とも若干重なりますので、引き続いて資料2-2 各部会の報告をお聞きして、それぞれ意見交換をさせていただきたいと思います。

まず「ケアマネジメント推進部会」の活動報告につきまして、委員よろしくお願いたします。

○委員

ケアマネジメント推進部会の方からご報告させていただきます。

まず部会のテーマは 6 年度中到達目標として、継続してとなりますが、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの機能強化や、地域実情に応じた相談支援体制の整備を支援することにより、市町村における相談支援体制の強化充実を図るとしております。

令和 6 年度については 7 月 4 日に部会を開催し、「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン（主任相談支援専門員の役割）」というものを取りまとめて、8 月に府内市町村へ発出をしております。

これについてはすでに大阪府のホームページにも記載をしております。

またその際に地域生活促進アセスメント事業、先ほどご紹介いただいたアセスメントシートの内容について検討を行っております。

右側にこれまでの進捗状況と今後の予定をまとめさせております。

令和 2 年度から 3 年度においては、令和 2 年 3 月に作成した大阪府相談支援専門人材育成ビジョンを踏まえて、主任相談支援専門員の現状、課題、役割について検討を行い、今後の相談支援専門員の人材養成や市町村における相談支援のあり方について検討しております。

令和 4 年度については市町村における相談支援体制の再構築をテーマに、地域移行を支えるための相談支援体制の観点から議論を行い、基幹相談支援センターの機能強化やセルフプラン率の分析、人材養成および自立支援協議会の活性化などに向けた市町村の障がい者相談支援体制の充実強化についての提言を取りまとめて、令和 5 年 7 月に発出をしております。

令和 5 年度後半から、主任相談支援専門員の役割ということについて整理を行うための議論を行っており、大阪府における相談支援専門員人材育成ビジョンの中において相談支援専門員の役割ということを明確にし令和 6 年 8 月に提示をしたところであります。

この中身を見ていただくとわかりますが、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定の中での主任相談支援の役割分担を示しております。

その中で地域作り、事業所支援、人材育成という形で分け、指定特定で実施してほしい相談支援の役割、委託で実施してほしい役割、基幹で実施してほしい役割というのが見れるようになっています。

また各地域の中でそのようなことをチェックすることで、自分の地域の実態がわかるようなチェックシートもつけております。最後に好事例についてもいくつか紹介をしております。

また、現在行っているところが、地域生活を促進するためのアセスメント事業の内容の検討ということです。

先ほどの参考資料 1 に戻っていただきまして、このアセスメント事業の内容について補足をしたいと思いますが、現在、マニュアルの作成ということで、真ん中のところに書いております。4 点のマニュアルのアセスメントシートを作っております。

一つが入所待機者の方に地域移行していただくためのアセスメント、もう一つが施設入所者のためのアセスメントシート、3つ目が強度行動障がいに関する支援体制を地域実態として分析するためのアセスメントシート、4つ目が地域生活支援拠点との連携や自立支援協議会を活用した検討ということで、4つのパターンを考えております。

例えば待機者や入所者の場合におけるアセスメント項目が下にご書いており、6つの項目で評価を行って、200点満点で評価をして200点に近ければ近いほど地域移行の可能性が高いとか、地域生活の継続性が高いというような評価になるようにしております。

注意点としては、重度の方や障がいのある方が地域移行できないというような評価にならないように、その方のストレングスや、意思決定というところを大切にしておいて得点化をしていくということを実施しております。今のところ、内容については検討中です。

ケアマネジメント部会では、今後アセスメントシートについての検討を継続して行い、内容を確定して、またこのアセスメントシートを使用して、地域生活促進パートナーの方の地域の中で実際に実施をしていただいて、その中でまた課題を抽出しながら、そのツールというものを確定させていくという流れになっております。

以上、ケアマネジメント部会の報告とさせていただきますが、もしアセスメントシートについて補足があれば、パートナーとして委員が参加されておりますので、補足をいただければと思います。

#### ○委員

地域生活促進パートナーを担当させていただいております、この参考資料1の事業に参画させていただいております。

今ご説明いただいたように現在はツールを作成しているといったところです。委員がおっしゃったように、重度障がい者だから入所というわけではなく、やはり地域で暮らせる可能性がある、そこをどう見出していかといったところで、6項目に分けています。

この日常生活や社会生活、障がい種別の状況といったところは、認定調査項目や、相談支援のアセスメントから拾ってきている項目もありますが、それ以外に3、5、6の意思確認や支援者の状況、地域社会との関係といったところです。この辺りに関してはやはりこの地域で暮らしていきたいかといった本人の意思であったり、家族さんの思いであったり、実際に地域にいらっしゃってどのように暮らしているのかといったところを再度アセスメントしていく、それを見いだした上で点数化を行っているという形を取っています。いくつか係数を入れてみて偏りがないかどうかといったところを見ながらまた調整をしているという段階に入っているという形になります。

今後このスケジュールに合わせながら進めていくという形になっております。

#### ○会長

ただいまの部会の報告につきましてご意見ご質問はいかがでしょうか。

#### ○委員

相談支援専門員についてですが、障がいがある当事者で資格を取りたいと思っている人がいます。

相談支援専門員の場合、実務経験が5年以上であれば資格を取ることができます。

実際に大阪府でも聞こえない相談支援専門員の人は何人かいます。

その次に主任相談支援専門員になりたいという希望があった場合、実習では色々な情報保障が必要になってきます。例えば手話通訳者が要るとかです。

実際に資格を取るためには、研修の反復で現地に行かないといけません。それは主催者が情報保障を準備しなければいけません、費用がないと断られる場合もたくさんあります。

相談支援専門員にはやはり障がいがある当事者が今はなかなかいないと思います。

もしそういう資格を取りたいという人がいた場合には、合理的な配慮についてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

#### ○事務局

私どもにおいて、相談支援専門員の養成研修を担っておりまして、指定研修事業者で実施をしているところです。

先ほどありましたお話につきましては昨年か今年度に現任研修のインターバル先でそのような事例がありまして、市町村を通じてご相談がありましたので、大阪府で必要な合理的配慮の提供として、手話通訳者のご準備をさせていただいたというような経緯がございます。

#### ○委員

わかりました。

#### ○会長

予算がないから、あるいはその他の理由で難しい、ということがないようにできるだけ行っていきたいと思います。今後も引き続きよろしく願いいたします。

他の方はいかがですか。

#### ○委員

色々なお話を聞いて、状況と情報を把握することに一生懸命なところですが、地域生活を促進するというお話が出ておりましたので、これに関して私の所属している団体や、それから職能が関与するのではないのかなと思います、質問させていただきます。

地域で生活をされるときに、関係者の1人として、訪問看護ステーションの看護師が関与しているのではないかと思います、実は大阪府に訪問看護ステーションは1800ヶ所

ぐらいございます。

しかしその3分の1は、日々閉まってしまったり、また新しくオープンしたりと、何百というステーションが安定した事業ができないような状況になっております。

これは様々な理由がありますが、人材不足や、5人以下のステーションが非常に多く、その中の職員にトラブルがございますと、営業自体ができないということになってしまうようなことがあります。

大阪府は本当にステーションの数が多いのですが、非常に脆弱な運営状況は全国全て共通の内容と聞いております。

安定したサービスを地域で行うためには、こういうステーションなど、色々な関係機関の能力はどのくらいあるかということも、その方々を支えるときの大事な要素になるのではないかと思います。私が今所属しているところは大阪の梅田にステーションを持っておりますが、そこ、大阪府内の地域の中では非常に状況が違っていると聞いておりますので、支える中の色々な情報の一つに、地域にどのようなステーションの状況があり、また能力としてどのくらいあるかということも、その情報がなければ、在宅を強く希望されている利用者の方がいらっしゃるときにしっかりと支えることができません。あるいはその施設やグループホームに移動されることが、その方にとって良いかどうかということのサポートをするときにもその情報が非常に大きなものになるのではないかと思います、お聞きしておりました。

的外れなことを申し上げているかどうかわかりませんが、少し情報提供させていただきました。

#### ○会長

ありがとうございました。おそらくこの辺りは介護保険課や、各市町村が把握している可能性は多少あるかもしれませんが。障がいはどうしても福祉が中心になりますので、障がいで訪問看護の状況をしっかり把握できているかとなると、市町村ごとでは違うのかもかもしれません。今経営が非常に厳しいということはやはり障がい部局での情報を共有しておくべきかなと思いますので、また府から市町村にそのような状況をきちんと把握しているかというところをお願いできればと思っております。

他はよろしいでしょうか。

続きまして、部会報告に移らせていただきます。

「高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会」について委員からお願いできますでしょうか。

#### ○委員

今年度の部会の状況を報告させていただきますが、第1回部会はこの間、令和6年9月18日に開催をされました。

一つは、各地域に、支援ネットワークを構築しよう、再構築と言われておりますが、以前

予算があったときにある程度できましたが、予算がなくなり出来なくなってしまったのでまた再構築ということで色々取り組まれております。

各地で研修会を実施していただいて、9月28日には北河内圏域におきまして、地域支援ネットワークのための研修を実施しました。

その次に高次脳機能障がい理解促進のための啓発事業について、今年度は6月8日に府民連携の取り組みとして、イオンモール鶴見緑地において、普及啓発イベント開催をされました。

ミニ講義や、脳トレ体験、作業所の作品展示、無料相談会を実施し、もずやんやミックミックとの撮影会も行いまして、多くの方々にご参加いただきました。

今後実施することになっておりますが、子どもに対する高次脳機能障がいの施策推進のために、まず基本的な調査活動をしようとしております。

それから国で、高次脳機能障がいの対応をしている福祉関係の施設に対して加算がつくということになりまして、それには研修に参加しなければいけないということで、大阪府はできるだけ早く研修を立ち上げていこうということで、取り組んでいただいております。

先ほど訪問看護の話もございましたが、高次脳機能障がいも多くの方が医療、あるいは看護を必要とする人が多く、この医療と福祉は、そう簡単に分けられるものではありません。この加算も、福祉関係にはありますが、例えばデイケアなどで一生懸命リハビリをしている医療関係の我々には何の補助金も出ないということで、この辺りも、医療と福祉が連携をしていかなければいけない、障がい者は非常に多いと思いますが、そのことが今後問題になるかなという印象を持ちました。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。まだまだ高次脳機能障がいに関しては知られていなかったり、あるいはその支給決定の際にも狭間になったりということがあろうかと思いますがいかがでしょうか。先ほどの部会の報告につきまして、ご意見あるいはご質問をお願いします。

○委員

高次脳機能障がいの理解促進のための啓発をされているということでしたけれども、年に1回ぐらいですか。

○事務局

イオンモールと連携しての啓発イベントについては年に1回の実施です。

○委員

年1回では、啓発としては少ないように思います。私の知り合いでもこの障がいとて



も困っている方がいらっしゃいます。ぜひ理解促進を進めていただきたいので、年に 1 回では少ないかなと思います。

○事務局

イベント自体は年に 1 回の実施ということではありますが、理解促進のための普及啓発としまして、ポスターやチラシ、あと最近では啓発動画を有識者の方々にも検討いただいて、作成をして、高次脳機能障がい支援拠点であります、障がい者自立相談支援センターのホームページでも掲載をしております。

今後この動画ツールやポスターについて広く啓発できるような形で、周知先を広げていきたいと考えているところです。

○委員

研修会も実施しています。今度は国の事業の専門家を招いて、今後の方向性を聞こうという会がもうすぐあります。他に堺市もそのような研修会を実施しております。

それからいくつかの地域、あるいは医療機関あるいは福祉機関の集まりも色々な研修会を実施されておりますので、そういう意味では、このイオンモールでのイベントは 1 回ですが、それ以外の研修会はいくつもあります。

○委員

ありがとうございました。

○会長

他の方はよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

続きまして、「就労支援部会」でございますが、委員よりよろしく願いたします。

○委員

先日の就労支援部会の部会長に就任しました私から報告をさせていただきます。まず、6 ページになります。そちらの資料をご覧ください。

令和 6 年度の就労支援部会および工賃向上計画の推進に関する専門委員会の取り組み状況について説明させていただきます。

まず資料の上段をご覧ください。就労支援部会のテーマ・到達目標としては、令和 6 年

度においても引き続き、第 5 次障がい者福祉計画の最重点施策である「障がい者就労支援の強化」となっております。

令和 6 年度の開催実績ということでそれぞれ部会、委員会において 1 回ずつ開催しております。

まず就労支援 f 部会ですが、8 月 26 日に開催されています。

そこで事務局より「第 6 期大阪府障がい者福祉計画における成果指標および活動指標達成状況」、そして「障害者優先調達推進法に基づく調達実績等」、そして「就労移行等連携調整事業」について説明がありました。

そしてそれに対して委員の意見としては、令和 7 年 10 月から開始される「就労選択支援」がその役割を果たすためには事業や市町村の枠組みを超えた連携が必要であるという意見などがありました。

そして工賃向上委員会では、8 月 29 日に第 1 回が開催されておりますが、事務局より令和 3 年から 5 年度の大阪府工賃向上計画の総括、そして 6 年から 8 年度の大阪府工賃向上計画の目標数値の見直し、そして就労継続支援の優良取組表彰の令和 6 年の実施概要などについての説明がありました。

それに対して主な委員の意見としては、令和 6 年度の報酬改定により、平均工賃月額算定式が変わりましたので、高齢の利用者や精神障がいのある利用者の方など利用時間が短い利用者への対応が反映できるようになり、工賃額が上昇したことは評価できるという意見などがありました。

今後の予定については、どちらも引き続き就労支援や工賃向上の取組みについて審議・意見聴取する予定になっております。

また工賃向上委員会においては、次回は 12 月に就労継続支援優良取組表彰の選定について審議をする予定になっております。

○会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問いかがでしょうか。昨年度まで委員をはじめ必死になって行っていたいただきましたが、やりがいがあります。残念ながら、大阪府の工賃は全国平均から低い状況です。逆に低いというのは伸びしろもあるかと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

他はいかがでしょう。

○各委員

異議なし

○会長

続いて「障がい者虐待防止推進部会」は、部会長が本日ご欠席でございますので、事務局

からお願いしてよろしいでしょうか。

#### ○事務局

令和6年度の開催実績につきましては、今年度の虐待部会におきましては令和7年2月に開催を予定しております。

部会の検討テーマについてですが、厚生労働省からの「障害者虐待防止法に基づく令和5年度の対応状況等に関する調査」いわゆる国調査ですが、その結果が公表されてからの開催としておりますので、年度末としております。

令和5年度の国調査は8月2日に国から依頼が来ましたので、今年度の部会では、大阪府の状況と虐待対応の取り組みについて、令和5年度の最新のものを報告できると思いません。

また、大阪府および市町村の取り組みや各参画機関の虐待防止に向けた取り組みについての情報を共有する予定でございます。

これまでの進捗状況と今後の予定についてです。本部会は、障害者虐待防止法第39条の「都道府県における関係機関との連携協力体制の整備」の趣旨を踏まえ、設置しているため、大阪府の障がい者虐待の対応状況の概要と取り組みについて報告も行いますが、大阪府、市町村、関係機関の連携強化方策などについても議論が深まるような工夫を検討して開催しております。

今後の府の取り組みにつきましては、先ほども触れましたが、令和5年度の国調査の結果を踏まえた府の対応状況と取り組み状況について取りまとめを行います。

また、市町村間での虐待対応力の差が課題であると認識しているため、国の提示する虐待防止研修のカリキュラムを基礎研修とし、事例検討や市町村の課題に応じた内容の演習などを取り入れた府独自の研修をスキルアップ研修としまして、虐待対応力向上、また虐待防止ネットワークの整備促進の両軸で取り組みを行っていきます。

その他、専門委員会の活用としまして、大阪府所管の障がい福祉サービス事業所等で発生した施設従事者虐待事案に対し、第三者による専門的な視点を取り入れ、事業者指導を行うために専門委員会を立ち上げております。

構成員は、部会長と弁護士、社会福祉士の委員3名で構成し、相談が必要な案件が発生した場合に活用することとしていますので、また専門委員会を立ち上げた際には報告をさせていただきます。

#### ○会長

ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問いかがでしょうか。

私から補足ですが、この調査は全都道府県から国に報告されます。この数年ですが、国も報告書の検討に入っております。速報値として令和4年に過去最高を記録しましたが、令和5年はさらに養護者虐待・従事者虐待ともに更新するのが確実と見込まれております。

これをどうしようかというのが 1 点と、今年度いわゆる委託を受けている業者から各都道府県に連絡があると思いますが、施設入所支援、グループホーム、療養介護の 3 種類について深掘り調査をする予定になっております。

施設入所支援とグループホームは、虐待件数が圧倒的に多いということが一つです。

それと療養介護は、数は少ないが、いわゆる事業所に占める虐待件数の割合が、実は突出して高いです。それだけ最重度の方だからこそ、虐待が起きているのではないかとということで、この 3 種類について深掘りをする予定と聞いております。

今月 1 回目が開かれましたが、残り 3 回ぐらいで報告書をまとめる予定ということになっております。私から以上ですが、この部会の報告につきましてご質問はありますか。

○各委員

異議なし

○会長

それでは続きまして、「地域支援推進部会」ですが、私から説明をさせていただきます。資料は、先ほどの障がい者虐待防止推進部会の次のページ、5 ページになります。

地域支援推進部会では、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、その他の部分を進めるために大きくは 2 つ、精神障がい者の地域移行推進ワーキンググループと基盤整備促進ワーキンググループで、それぞれ検討を行っております。

ワーキングの進捗状況、今後の予定については、まず精神障がい者地域移行推進ワーキンググループは、8 月の第 1 回ワーキングで令和 5 年度の在院および退院患者調査の報告がありました。確認した課題としては、まず長期患者数が減少しており、結果第 6 期の大阪府の計画の目標は達成したということですが、今後増加に転じないように、入院時から退院を見据えた支援の導入が必要であること。

それから退院患者調査により長期入院患者の退院先の 6 割が死亡か、あるいはその他の科への転院であって、必ずしも適切な地域移行に結びついているわけではないこと等々の課題が確認されました。

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関しましては、協議の場の継続開催によって、それぞれの地域内連携が強化される中で、いわゆる情報共有あるいは好事例の展開がまだ不十分であるという現状が確認されております。

今後、ポータルサイトの立ち上げ、「大阪府版『にも包括』ポータルサイト」の立ち上げにとどまらず適切な運用確認を含めて、「にも包括」の活動状況をモニタリングするとともに、引き続き長期入院患者の退院促進、地域移行に向けて支援を強化していくこととしていきます。

次回 2 回目のワーキングは府事業の状況、あるいはポータルサイトの進捗を確認するために、令和 7 年の 2 月頃の開催と聞いております。

続いて、基盤整備促進ワーキンググループですが、7月に第1回のワーキングを開催しております。そこでは先ほど説明がありましたが、地域における障がい者等への支援体制の報告書等を踏まえて、現在の取組状況等あるいは今後の方向性について、令和5年に設定した3つの検討項目に沿いまして、施設入所の待機者に関する実態調査の内容検討、あるいは新規事業の取り組みについて引き続き議論をしております。

そこで出た意見ですが、待機者の実態調査に関しては待機している理由について、入所施設以外で、例えばグループホームや、あるいは高齢の方の場合には老人福祉施設等も希望しているか否かといった確認が必要ではないかということ。次に重度の知的障がいのある方に対応可能な、支援スキルのある事業所を増やすということを目的とした「重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」については、例えば支援者や事業者を地域で孤立させないように、圏域へと浸透させていくことが必要ではないかということ。

さらに地域生活支援拠点の整備はなかなか進んでおらず温度差がありますが、各市町村の、事業所の参画状況を把握するとともに、入所施設が参画していない場合があるので、この入所施設の参画を含めた拠点整備が必要であり、このことを市町村に働きかけることが必要ではないかという意見がございました。

2回目は来年1月を予定しております。

報告は以上になりますが、こちらにつきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

続きまして「発達障がい児者支援体制整備検討部会」につきましても部会長が本日ご欠席でございますので、事務局からお願いできますか。

○事務局

発達障がい児者支援施策は、本年3月に改定しました第5次障がい者計画において、引き続き最重点施策の一つに位置づけ、強力に推進することとしており、今年度の部会では、今後の施策の方向性や、主要な議題として、今年4月の改正児童福祉法の施行を踏まえた大阪府発達支援拠点のあり方についてご検討いただきました。

今年度の部会の開催状況につきましては、8月9日に第1回部会を開催し、第2回につきましては、来年2月に開催を予定しております。

なお、部会のもとに設置しております、「こどもワーキンググループ」と「成人ワーキンググループ」につきましては、資料記載の通り、それぞれ6月と9月に開催しております。

続いて、これまでの進捗状況と今後の予定の部分に移ります。

既に部会でご議論いただいた内容につきましては、墨字版では①と②、点字版では(1)

と(2)となります。

先ほど少し触れましたが、本年4月の、改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターが、地域の障がい児支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられ、市町村においては支援体制の整備・充実を図っていくこととされております。

こういった中で、大阪府が独自に育み、長年培ってきました、専門的な発達障がい支援のノウハウ・スキルを有する「発達支援拠点」が、市町村や児童発達支援センターと連携・協力して障がい児支援体制の充実・強化をめざす観点から、その機能の拡充やあり方を検討いたしております。

また、発達障がいの早期発見を主な目的とする、5歳児健診の国庫補助事業の創設を踏まえて、乳幼児健診等で把握された発達特性のあるこどもの支援スキームについて、課題を整理いたしました。

2月開催予定の部会におきましては、第1回部会でのご議論を踏まえまして、発達支援拠点のあり方の最終的な方向性のご報告とご意見をいただくとともに、発達障がいの診断に関する、「初診待機解消」の一環として取り組む医療機関ネットワークの登録医療機関に関しまして、次期計画を見据え、現状を踏まえた課題の整理と今後のあり方についてご議論いただく予定としております。

また、墨字版の④、点字版の(4)となりますが、発達障がい者やその可能性のある方の相談支援のあり方についてもご検討いただく予定としております。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

先ほどの説明で、5歳児健診の国庫補助が創設されたということですか。

○事務局

1歳半と3歳児健診は、法定健診ですが、主に発達障がいの把握を目的とする5歳児健診については、国として市町村に実施を進めるために補助金制度を作ったというものになります。

○会長

必須ではなく、実施すれば補助するということですか。

○事務局

そうです。

○会長

昔から大事といわれてきたことなので、市町村に府から 5 歳児健診の重要性について情報提供していただきたい。

他ご意見ご質問等ありませんでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

最後になりましたが「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会」につきましてよろしく願いいたします。

○委員

今年度本部会はこれからの開催予定となっておりますので、これまでの進捗状況と今後の予定についてご報告させていただきます。

7 ページをご覧ください。これまでの進捗状況と今後の予定というところでございます。

これまでの進捗状況としましては、令和 2 年度に府内の市町村において、在宅で生活する医療的ケア児の人数を把握するための調査を実施いたしました。

令和 4 年度には今後の施策等の検討に向けた基礎資料および、医療的ケア児支援センターの設置の検討のため、医療的ケア児とその保護者に対して実態把握調査を実施いたしました。

また部会に「医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループ」を設置し、医療的ケア児支援センターの設置に向けて、その役割や機能などについて検討を行いました。

ワーキンググループでは「医療的ケア児支援センターの設置に向けた提言」の取りまとめをいたしました。

今後の部会の開催予定ですが資料では 10 月となっておりますが、11 月頃の開催の予定をしております。

令和 7 年度の医療的ケア児支援センターの活動方針や医療的ケア児支援に関わる体制整備についての実施について考えております。

重症心身障がい児者の実態把握調査の結果についても、事務局から説明を予定しております。

第 2 回については令和 7 年 2 月を予定しておりますが、医療的ケア児支援センターの 1 年間の相談実績などの取り組み状況の報告や、コーディネーターの配置、活動状況の報告を予定しております。

○会長

非常に大事な部会だと思っておりますが、これにつきましてご意見ご質問いかがでしょうか。

一通り部会の報告が終わったと思います。ただ今の報告やそれ以外でも結構ですが、これは言いたいということや、言い忘れたことがございましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

5 歳児の健診について国がやっと腰を上げて、支援しようということになったのは良いですが、蓋を開けてみると健診をちゃんとやる人がいないということで、あまり手あげがないのであれば、「止めておくか」みたいな話も出てきているということを知ります。

この分野は非常に大事で、学校へ行ったときの入学時の健診ではもう手遅れです。かといって、振り返れば 3 歳児健診で終わっている。4 歳、5 歳ぐらいでの健診でギリギリ間に合うかどうか、そこをどうするんだという、小児科医が抱えている大きな問題についてやっと行政が動き始めた矢先ですが、先ほど検査体制という話もありましたが保健所で 3 歳児ぐらいから、何とか検査をして早期発見していこうというような動きが出ているにもかかわらず、実際に実施してくれる検査機関がないか、あっても最短で 3 か月、半年、1 年待ちみたいな話がある。1 年かかるのであればもう早期発見ではないのでは、ということがあるので、その辺りの実態をできるだけ把握していただいて、その対策をぜひ積極的に考えて実施していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。

○委員

障がいの分野ではまだまだ抜けていることがたくさんあります。

特に深刻なのはやはり人材不足だと思います。

先ほどの 5 歳児健診もそうですが、現場ではとても人手が確保できなくて、その対策はここでしないとどこがするのかと思います。

さらに今いる人材も非常に高齢化しています。

ガイドヘルパーにしてもグループホームの世話人に関しましても、手話通訳にしても、本当に高齢化してしまっていて、次の人材をどう確保していくかというのは、ここが増えないことにはこの事業全体が潰れてしまうという危機感を持っております。

他にもいろいろ障がいの分野には多くの課題があり、気がついているものの、きちんと議論できていないところがたくさんあると思いますので、ぜひその辺りをきちんと考えてほしいなと思います。

○会長

ありがとうございました。



人材に関しては障がいだけでなく、高齢分野も非常に深刻です。有効求人倍率を見ても非常に深刻な課題かと思いますので、報酬の問題もありましょうが、全庁的にこのような意見があったということは府で共有をしていただければと思っております。

#### ○委員

私の方から2点気づいたこととお話しさせていただきます。資料は2-1と参考資料1の地域生活促進アセスメント事業のところに戻りたいと思いますが、やはり委員がご質問されていましたが、グループホームで生活しているのに施設入所を希望する人がいるという点については、私もすごく気になります。

アセスメント事業について色々とお話いただいていると思いますが、グループホームで生活している方の高齢化が進んできて、なかなかグループホームで支えるのが大変だとグループホームの方が言う場合であったり、もしくはグループホーム自体の、もしくはサービスを提供している事業者自体の得意不得意があるのかなと思っております。

アセスメントをして、各個人の日常生活や社会生活などを色々調べて、「この人はこんな状況だ」ということを調べた後に、その人がこうだから地域で暮らすのが難しいというのではなく、この人はこうであって、今それを支えるための地域のカやサービスが不足しているので入所希望しているというような、展開にしていきたいというのが一番です。

委員が、アセスメントが入所に繋がるようなことがないように話をされていたのはそこかなと思しますので、強度行動障がい支援モデル事業等もあると思えます。

不足している部分をぜひ自立支援協議会等で議論していただくのが重要かと思いました。

それからもう1点、前回の就労支援部会のところで、就労選択支援というサービスが来年度から始まることになっていまして、働きたいと思っている障がいのある方が、こういったところで働けるかっていうことを、相談に乗るとのことだと思えますが。このアセスメントの項目でも、重度の障がいのある方も働くことについてアセスメント項目に、ぜひ働くという言葉はどこかに入れておいていただけたらというのが、提案です。

計画相談等では生活をどうするかということで働くことまでなかなか心配りができない部分もあると思えますが、来年から就労選択支援等が始まって計画相談等と連携をして、働くことも含めた支援が始まってくるかと思しますので、ぜひ自立支援協議会では働くことを常にどこかに入れておいていただけたらというのが私の提案です。

#### ○会長

ただいまのご意見の前半部分の入所理由については、実は昨年度から府は入所理由を消極的理由と積極的理由にある程度分けていまして、やむなく入所せざるを得ない理由の方と積極的に施設を選びたいという方と分けようとしています。ただそれが今、項目の見直し等で国の動向もありますから、今後もこの辺りを基盤整備ワーキンググループで今いただいた意見をもとに、整理をしていきたいと思えます。

後半の重度の方については本当におっしゃる通りなので、そのためにも一般的ないわゆる「働く」ということと、その方そのものが世の光であるという「働き」ということも含めて、その方が良いという部分を地域でどう生み出していけるかというところも非常に大事になってくるだろうと思いました。

ありがとうございました。他にございますか。

#### ○委員

私達は長い間、優生保護法の被害者の支援をしてまいりました。

国会で補償法が成立しています。大阪の場合は、聞こえない夫婦が2組います。見つかったのはなぜかというところホームヘルパーからの情報提供があったからです。大阪府は全国で3番目に優生保護法の被害者が多いです。

一時金の申請も少ないというのが現状です。新しい法律ができると、その申請の働きかけが必要になってきます。

優生保護法が平成8年まで続いていましたので、そのときの子どもだった人たちが30代後半から40代ぐらいになっています。施設の中、グループホームの中にいるかもしれません。

本人からの申請も必要ですが、本人は「情報がない」ということが結構多いです。そのため聞こえない被害者本人からではなく、周りの方々や家族・親族が声をかけて見つかったという例もあります。

今、大阪府の健康医療については、一時金について議論をしています。

しかし、施設の中まではなかなか浸透しているかどうかがかつかめないという状況になっています。一番被害者に近い方が施設にいたりします。

例えば相談員やヘルパーが一番身近な人になってくると思いますので、それを経営する社会福祉法人の責任者、管理者が優生保護法に対する理解を深めていただかないと進んでいかないと思っています。

今回施設やグループホームの話が出ていますけれども、旧優生保護法の被害者の掘り起こしに関しても、少し話を持っていきたいと思い、意見として出しました。

#### ○会長

ありがとうございました。「情報があれば申請したのに」というような方が取り残されないようにというのは、委員、協会の方でこんな意見があったということ、については過去に優生保護法の対象になった方の有無について共有いただくことは可能でしょうか。

#### ○委員

可能だと思います。この点については少し時間かけてでも調査しないといけない課題だと思っています。自分自身の事業所でも、優生保護法の問題ではないですが、やはり妊娠な

どのような問題点がたくさんありますので、その部分での調査は必要かなと思っています。何かの形で情報提供できればと思います。

○会長

大変貴重なご意見ありがとうございました。他はいかがですか。

○委員

地域支援推進部会について、私は以前退院促進ピアサポーターから活動をスタートしましたが、だいぶ昔に病院の訪問看護を受けたときに、そのときの資料を机の上に置いていたら、その看護師さんに「入院していたのに無理やり退院させる活動なんで、ひどいわね」と言われました。

そのような認識の方が今いるかどうかわかりませんが、もしいらっしゃったらと思うととても怖いと思います。

看護師さんに限らず多くの方がそう思われているような現状があるとすれば、もうこれは退院促進地域移行について考えるときに、そういう認識の方を減らすべく、どのような策を練れば良いのかということを考えないといけないと思います。今後そのようなことをしていただけるように、考えていただけないかなと思っています。

ワーキングの方に持って行っていただけないでしょうか。

○会長

この辺りについて事務局からワーキンググループの方にこういう意見があったということはお伝えいただけますか。

おそらく今おっしゃったような、極端な話は少なくなっているとは思いますが、引き続き人権部分については、やはり必要かと思えますし、それがひいては虐待防止にも繋がってまいりますので、ワーキンググループにはその旨ご意見があったということはお伝えいただければと思います。

他はございますか。

○委員

就労選択支援の件について、11月14日に福祉協会において厚生労働省の専門家が来ていただいて勉強会と、モデル事業を実施されているところの発表をお聞かせいただく機会を設けています。

事業所の方を対象にしておりますが、もしご興味がありましたら連絡していただいたら対応できると思いますので、一声おかけください。

よろしく申し上げます。

○会長

以上で議題が全て終了いたしましたので事務局に進行をお返しいたします。  
よろしく申し上げます。

○事務局

本日は長時間にわたりまして委員の皆様には闊達なご議論いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和6年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

終了